

議案第二十二号

港区教育委員会専断専決規程の一部改正について

令和五年三月二十七日

港区教育委員会

令和5年3月27日
教育委員会議案資料 No. 3

港区教育委員会事案専決規程の一部改正（案）

別表七の項を次のように改める。

<p>七 個人情報情報の保護及び情報の公開等に関すること。</p>				<p>1 個人情報情報の保護に関する法律に基づく事務処理に関すること。 2 情報公開条例に基づく事務処理に関すること。</p>
-----------------------------------	--	--	--	---

別表八の項を次のように改める。

<p>八 職員の人事、職務及び給料等に関すること。</p>	<p>1 課長級以上、係長級及び一般職員との任免に関すること。 2 幼稚園教育職員との任免、分限及び懲戒に関すること。</p>	<p>1 幼稚園教育職員との給与の決定に関すること。 2 幼稚園の臨時的任用職員の任免に関すること。</p>	<p>1 非常勤職員（主として事務の補助、軽作業等に従事する会計年度任用職員を除く。）の任免及び報酬額の決定に関すること。</p>	<p>1 主として事務の補助、軽作業等に従事する会計年度任用職員の採用に関すること。 2 課に所属する一般職員の課内配置に関すること。</p>
-------------------------------	---	--	---	---

① 職員の任免等に関すること。

<p>③ 都費負担教職員の内申に関すること。</p>	<p>② 職員の服務、研修及び出張に関すること。</p>
<p>1 重要な内容に関すること。</p>	<p>1 教育長及び教育委員の出張に関すること。 2 次長部長の服務、研修及び出張に関する命令又は承認に関すること。</p>
<p>1 定例的な内容に関すること。</p>	
<p>1 軽易な内容に関すること。</p>	

付 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

港区教育委員会事案専決規程新旧対照表

改正案

現行

八 職員の人 事、服務及 び給料等に		七 個人情報 の保護及び 情報の公開 等に関する こと。	一、六 (略)	別表 (第四条関係)	(前略)
			(略)	委員会議決	
			(略)	教育長専決	
			(略)	部長専決	
		1 個人情報 の保護に関 する法律に 基づく事務 処理に関す ること。 2 情報公開 条例に基づ く事務処理 に関するこ と。	(略)	課長専決	
八 職員の人 事、服務及 び給料等に		七 個人情報 の保護及び 情報の公開 等に関する こと。	一、六 (略)	別表 (第四条関係)	(前略)
			(略)	委員会議決	
			(略)	教育長専決	
			(略)	部長専決	
		1 個人情報 保護条例に 基づく事務 処理に関す ること。 2 情報公開 条例に基づ く事務処理 に関するこ と。	(略)	課長専決	

<p>この規則は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>付則</p>	九〇十五 (略)	申に関する こと。		こと。	る こと。	こと。
	(略)					
	(略)					
	(略)					
	(略)					
	九〇十五 (略)	申に関する こと。		こと。	る こと。	こと。
	(略)					
	(略)					
	(略)					
	(略)					

教育長室

港区教育委員会事案専決規程の一部改正について

審議内容

港区個人情報保護制度の見直し及び幼稚園の臨時的任用教員の任免に関することを教育長専決事案へと変更するため、港区教育委員会事案専決規程の一部を改正します。

1 改正概要

(1) 現在、「港区個人情報保護条例」に基づき運用している港区個人情報保護制度が、令和5年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」に基づく運用に変わります。

これに伴い、別表七の項「個人情報保護条例」の表記を「個人情報の保護に関する法律」に改めます。

(2) 現在、幼稚園の臨時的任用教員を任用する際（産休代替、欠員代替）は、教育委員会に付議し、承認を得たうえで任用を行っていますが、近年の幼稚園における産育休取得教員の増加に伴い、臨時的任用教員の任用数も増加しており、一層効率的な任用手続きが求められています。

任用事務の効率化等のため、これまで委員会議決事案としていた幼稚園教育職員の任免に関する事案のうち、幼稚園の臨時的任用教員の任免に関することについて、教育長専決事案へと変更します。

2 施行日

令和5年4月1日

3 その他

規程改正後の幼稚園の臨時的任用教員の任用状況については、教育委員会において定期的に報告します。